

日本資本主義と女性労働

—富岡製糸場の事例から—

榎 一 江

はじめに

本稿は、日本資本主義と女性労働との関係を明らかにするため、近代日本の経済発展を底辺で支えた製糸工女を通して女性労働の歴史を描く試みである。

製糸業は、多くの女性を雇用し続けた産業の一つであった。とりわけ、群馬県富岡市に設置された富岡製糸場は、西欧の技術を取り入れた近代的な官営工場として創業し、民間に払い下げられたのち、1980年代まで稼働し続けた。115年にわたる富岡製糸場の経営は、大きく官営期（1872年～92年）、三井・原期（1893～1938年）、片倉期（1939～87年）に分けられる。本稿は日本資本主義の黎明期から長く経営された一つの生産現場に視点を定め、100年を超える労働環境の変遷をたどることによって、女性労働の歴史を明らかにする作業の一環として、戦前期の富岡製糸場に焦点を当てる。

まずは、日本資本主義と女性労働の歴史をめぐる近年の研究を整理し、事例となる富岡製糸場の位置づけを確認したうえで、本稿の課題を明らかにしたい。

1 日本資本主義と女性労働の歴史

(1) 工業化と女性労働¹⁾

18世紀半ばのイギリスに端を発した工業化の進展は工場働く人々を増やしたが、その多くは女性や子供であった。それまで熟練を誇っていた男性たちは、機械化とともに安価な労働力が自分たちを駆逐するのではないかと危惧し、国際労働運動を展開した。第一次大戦後の1919年に設立された国際労働機関（ILO）は、第1号条約で1日8時間週48時間労働を定め、その他母性保護、女性夜業禁止、最低年齢などを国際労働基準として設けた。これらはいずれも、国際労働運動が求めた労働基準で、女性や子供の使用を制限し、労働市場への参入を防ぐものであった。

産業革命期のイギリスでは女性就業率が高く、伝統的部門への就業が前近代から継続し、家族従業員としての女性就業も多かった。しかし、19世紀末、労働者層にも「男は仕事、女は家庭」とする世帯内分業の規範が浸透し、女性の就業は性別役割規範に強く規定されていった。それが労働市場における女性の地位の低さや就業部門の性別構造に反映されただけでなく、労働過程そのものが性別役割規範を維持、強化し、その再生産に寄与していったとみられている²⁾。以上、主に欧米で興隆したジェンダーの歴史学が描く工業化と女性労働との関係は、日本にもみられたのであろうか。

日本の場合、少し遅れて、19世紀末から20世紀初頭の時期に繊維産業などの軽工業を中心に工場制工業が発展し、女性労働の需要が急増した。「工場統計表」（1909年）によれば、職工5人以上使用の工場働く職工数は80（男31,女49）万人で、女性のうち41万人が製糸業、織物業、紡績業等の「染織工場」で働いていた。これら糸や布にかかわる仕事は旧来から女性が多

1) 本項「工業化と女性労働」は、榎一江「工業化と女性労働」社会経済史学会編『社会経済史学事典』丸善出版、2021年6月、364-365頁を加筆修正したものである。

2) 姫岡とし子「社会経済史とジェンダー」『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、2002年。

く従事していた産業で、工業化の初期には女性が工場で働く職工の過半を占めていたのである。しかしながら、労働者の運動においては、女性は組織化の対象ではなかった。日本で最初の労働組合とされる職工義友会は1897年に東京で組織されたが、高野房太郎による職工義友会『職工諸君に寄す』は、「立て職工諸君、立って組合を組織し、以て其重大なる責務と其男子たる面目を保つを務めよ」と呼びかけた³⁾。日本の労働運動もまた、下記のような家族観のもと、「男子たる面目を保つ」ための運動としてスタートしたのである。

之を思へば、家を守るべき妻学校にあるべき小児が工場に働くとは誠に不自然極りたる次第にて更に其原を尋ねて賃銀の安き為め男一人の腕にては妻子を養ふことを得ざるに依ることを思へば誠に一大恨事の極なりと云はざるべからず、之を思へば苟も夫たり其妻に安易なる生活を与へざるべからず、苟も親たり其子を無教育に終らしむべからずとの気概は諸君の当然起さざるべからざる者にて一度此気概を奮ふて事に当りなば遂には彼の不自然を匡正するの道立ちて諸君の面目も立つことならずや⁴⁾。

こうした近代家族像を前提に労働運動や労働者階級の歴史が描かれてきたことに対して、鋭い批判を展開したのは女性労働の歴史を追求する歴史家であり、それはジェンダー史へと展開した。例えば、エドワード・P・トムズ・トムソンの『イングランド労働者階級の形成』（原書名: THE MAKING OF THE ENGLISH WORKING CLASS）に登場する女性の少なさとその偏った位置づけに異議を唱えたスコットの議論がある⁵⁾。こうし

3) 二村一夫『労働は神聖なり、結合は勢力なり——高野房太郎とその時代』岩波書店、2008年、158-163頁。

4) 片山潜・西川光二郎『日本の労働運動』労働新聞社、1901年、11-12頁。以下、引用の際、カナをひらがなに漢数字を算用数字に改めた。

5) ジョーン・W. スコット／荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学（平凡社ライブラリー）』2004年、151-196頁。

て、不可視化されてきた女性労働の歴史研究が盛んに行われた欧米に対し、日本では十分な見直しがなされなかった。近代日本では多くの女性が工場労働に従事していたため、そのこと自体は多くの研究で既に知られていたからである。

(2) 繊維産業における女性労働⁶⁾

日本資本主義の確立において重要な意義をもつ繊維産業は、経済史研究においてもっとも研究蓄積の厚い分野の一つであった。そのため、それぞれの産業に従事した女性労働についても、多くの研究がある。その特徴は、以下のように説明される⁷⁾。

綿糸紡績工場は、機械と原料を輸入に依存して都市部に設置され、男性も多く従事した。当初導入されたミュール紡績機から操作の容易なりング紡績機への変更が進むにつれ、女性の割合が高まった。紡績工場で働くのは、主に都市貧民層や近隣農村の下層農家出身者たちであったが、労働需要が拡大する中で1890年代の後半から遠隔地募集が本格化し、農村の小作・貧農の子女に中心が移った。雇用契約は片務的で拘束性が強く、高価な輸入機械を導入した紡績業ではその設備効率を上げるため昼夜二交代制が導入され、職工は低賃金と深夜労働を強いられた。

生糸の生産を行う製糸業は、蚕が繭をつくる夏季を中心に農家の軒先で作業される季節産業で、糸取りは伝統的に女性の仕事であった。明治政府は、西欧近代技術の移設を目指して官営富岡製糸場を設立し、輸出生糸の生産を外貨獲得産業として奨励した。実際には、動力を人力や水力に依存する簡易な器械製糸や改良座繰りが普及し、アメリカ向けの生糸輸出が伸びていった。器械製糸の中心地となった長野県諏訪郡では、一年契約のも

6) 本項「繊維産業における女性労働」は、榎一江「軽工業と女性労働——近代日本の女工問題」『ハンドブック日本経済史』ミネルヴァ書房、2021年、122-125頁をもとに加筆修正したものである。

7) 西成田豊「女子労働の諸類型とその変容——1890年代～1940年代」中村政則編『技術革新と女子労働』東京大学出版会、1985年、7-31頁。

とで多くの工女が集められ、等級賃金制という独特な賃金制度による激しい競争と長時間労働によって生産量を伸ばした。一方、各地に点在した製糸経営の中には、優等糸生産をめざし、工女と複数年契約を結び、相対的に短い労働時間や寄宿舎を整備する経営も見られた。製糸業の労働時間は一日13～14時間、ときに17～18時間に及び夜業もみられたが、年間操業日数は限定的であった。

在来的な産業部門の代表例ととらえられる織物業は、大きく絹織物と綿織物に分かれ、それぞれ国内向けと輸出向けとによって生産形態が異なっていた。国内向けは、主として産地の問屋制家内工業として展開する賃機や西陣・桐生などの伝統的な絹織物産地の小規模な機屋があった。輸出向けは、紡績工場の兼営織布や福井の羽二重生産など、力織機を用いた工場制工業として展開した。この時期、農家副業的な家内工業に従事する者が多く、先述の工場労働者にカウントされない織物工が70万人以上存在した。彼女たちは家族の労働力配分に従って、織物業に従事した。一方、一部の産地では、遠隔地の農村から募集した女性たちを年期制度のもと伝習期間を含めて長期間拘束するものもあった。その雇用契約は、片務的で人身拘束的なものであった。

以上のように、経済史研究においては、機械制大工業としての紡績業、「機械」ではなく「器械」段階にあった製糸業、問屋制家内工業の織物業は厳密に区別され、その労働のあり方を同一に論じることはなかった。こうした見方は、1920年代末から1930年代にかけての日本資本主義論争以来続く「伝統」である。例えば山田盛太郎は『日本資本主義分析』で衣料生産の3部門を「半隷農的零細耕作農民の土壤に輸出産業として生育した製糸業」、「半隷農的零細耕作農民に問屋制度的家内工業として寄生した所の、伝統の絹織業と新興の綿織業とを包含する織物業」、「半隷農的零細耕作農民から流出する半隷奴的賃金労働者に依拠する紡績業」ととらえ、日本資本主義が半隷農的零細耕作農民および半隷奴的賃金労働者に立脚する型相を見出した⁸⁾。しかし、ジャネット・ハンターは、それぞれの生産形態の

違いにも関わらず、農村出身の未婚の若年女子に焦点を当てた共通の労務管理施策がとられたことに着目し、それが日本の工業化を特徴づけたと論じたのである⁹⁾。

もちろん、女工比率の高さは当時から認識されていたが、それは日本資本主義の「矛盾」を象徴するものとして把握されていた。先述の山田盛太郎は、金属＝機械器具工業労働者数を英米独と比較して日本の当該工業の弱さを示す際、男工総数に対する女工割合についてもイギリスがわずかに33%に過ぎないのに対し、日本が118%にも上ることを指摘し、「日本における應當の矛盾と金属工業＝機械器具工業の脆弱性を示す」指標と捉えた¹⁰⁾。労働市場において女性や子供の使用が制限される世界的潮流の中で、農村出身の未婚の若年女子が日本の工業化を底辺で支えていたという事実は改めて確認しておいてよいだろう。とりわけ純粋に外貨を獲得しうる製糸業に従事した女性たちの存在がなければ、近代日本の経済発展は苦難に満ちたものになっていたように思われる。彼女たちは国際的な分業システムの中で最も労働集約的な部分を担っていたのであり、その意味で、日本資本主義は女性労働に依存していたと言っても過言ではない。同時に、それは家父長制的な規範の強い国で繊維産業に従事する女性の労働が自身の「人格」的成長を促す過程でもあった¹¹⁾。このことは、同様に多くの女性が縫製工場で働く現代のバングラデシュの事例を想起すると、より一層重要な意味を持つ¹²⁾。開発経済学の現場から発せられるのは、どのようにして日本は経済成長を遂げ、彼女たちを衣料生産の国際分業における労働集約

8) 山田盛太郎『日本資本主義分析——日本資本主義における再生産過程把握』1934、岩波書店、10頁。

9) ジャネット・ハンター／阿部武・谷本雅之監訳『日本の工業化と女性労働——戦前期の繊維産業』有斐閣、2008年。

10) 前掲山田『日本資本主義分析』133頁。

11) 東條由紀彦『製糸同盟の女工登録制度——日本近代の変容と女工の「人格」』東京大学出版会、1990年。例えば雇用契約のあり方も大きく変わった。明治初期には雇用契約は雇用主と戸主との間で結ばれるのが一般的であったのに対し、雇用主と女性労働者本人との契約が結ばれるようになったのはその一例である。

的な作業から解放し得たのかという問いである。

工業化初期の段階で、多くの女性が家を離れて賃金労働に従事するようになる、劣悪な労働環境や虐待など、その過酷な実態が問題となり、政府も対応を迫られた。農商務省は実態調査を行い、1903年に『職工事情』が刊行された。こうした実態調査を踏まえ、日本で初めての労働者保護立法である工場法が1911年に制定され、1916年に施行された。保護の対象は女性と年少者であり、一般の男性労働者は対象外で、多くの例外を認めたため実効性に乏しかった。しかし、1919年にILOに加盟した日本は、国際労働基準との格差を埋める必要に迫られ、1923年に工場法を改正するとともに、工業労働者最低年齢法などその他の法整備を進めたのである。

1925年に紡績女工を描いた細井和喜蔵の『女工哀史』が刊行されると、「女工哀史」は戦前期の女性工場労働者を象徴する言葉となった。しかし、細井自身が経験した工場労働の実態は、法的な規制もあり、急速に改善されつつあった。大経営においては労働力不足から賃金が引き上げられると同時に、優良な労働者を獲得するため、寄宿舎や教育制度が整えられた。工場労働は、家事労働の担い手となるべき女子が教育を受けられる理想の職場と宣伝され、農村出身の未婚の若年女子を大量に雇用する戦略がとられたのである¹³⁾。近年、サンドラ・シャルは主に大正から昭和初期に製糸工場で働いた女性たちの〈声〉を集め、彼女らが「女工哀史」とは無縁の世界を生きていたことを鮮やかに描き出した¹⁴⁾。日本資本主義論争において講座派が強調した「哀史」のイメージは、彼女ら自身の〈声〉によっ

12) 榎一江「ナイラ・カピール著／遠藤環・青山和佳・韓戴香訳『選択する力——バングラデシュ人女性によるロンドンとダッカの労働市場における意思決定』『歴史と経済』238, 2018年1月, 53-55頁参照。ナイラ・カピールが鮮やかに描き出したのは、ロンドンとダッカの労働市場における意思決定の違いであった。

13) 榎一江「戦間期の繊維産業と労働市場の変容」『大原社会問題研究所雑誌』635・636, 2011年9, 26-41頁参照。

14) サンドラ・シャル『『女工哀史』を再考する——失われた女性の声を求めて』京都大学学術出版会, 2020年。同書に対する評価は、榎一江「サンドラ・シャル著『『女工哀史』を再考する——失われた女性の声を求めて』『日本歴史』874, 2021年3月, 94-96頁参照。

て一笑に付されたと言っても過言ではない。

忘れてならないのは、この間も日本の農村においては多くの女性が働いていたという事実である。それは、移民先の国でも同様であった¹⁵⁾。1920年の国勢調査によると、女性人口は市部が484万人に対し、郡部が2,308万人で、生産年齢人口（15-59）に対する女性有業率は市部が34.0%であるのに対し、郡部では65.0%で30ポイント以上の差があった。圧倒的多数が暮らす農村では家族総出で働くのが一般的であったのに対し、都市部の女性は労働市場から退出していたのである。実際、1920年代に、都市部の給料生活者や労働者世帯においては夫の稼ぎで家計を賄うことができるようになったという¹⁶⁾。この一部の女性たちが限られた言説空間を占めたため、その女性像が過大に評価されているように思われるのである¹⁷⁾。

1930年の国勢調査においても、「有業人口の産業上の地位別」の使用人（女）をみると、農業・農耕に従事する者が568万人で過半を占め、次いで工業・紡織工業に従事する者86万人、家事使用人70万人、商業・接客業に従事する者56万人、商業・商業的職業42万人となっていた。依然として、女性の多くは農業に従事しており、工場労働者と同様に家事使用人も多かった。これが都市と農村の経済格差を前提としていたことは言うまでもない。このように多くの女性が農業をはじめとする様々な場所で働いていたにもかかわらず、その働きを我々は小さく見積もりすぎてきたのではないだろうか。近年進展した女性労働の歴史をめぐる議論を確認しておこう。

15) さしあたり、ハワイの日系移民については榎一江「ハワイにおける珈琲業の形成——グローバル・レイバー・ストーリーの試み」浅田進史・榎一江・竹田泉編著『グローバル経済史にジェンダー視点を接続する』日本経済評論社、2020年、111-137頁参照。

16) 千本暁子「日本における性別役割分業の形成——家計調査をとおして」荻野美穂ほか『制度としての〈女〉』平凡社、1990年。

17) 例えば、木村涼子『〈主婦〉の誕生——婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館、2010年を参照。

(3) 近代日本の女性労働をめぐる論点¹⁸⁾

加藤千香子は、国民国家論がその形成期や戦時体制期を対象とした議論を行ってきたのに対し、主に大正期を中心とする戦間期に、より具体的にイデオロギーが人々に作動する過程に焦点を当て、女性労働に関する重要な問題提起を行った¹⁹⁾。

まず、その前提として、19世紀末から20世紀初頭の世紀転換期を起点に国民国家システムが作動を始める過程で、ナショナリティとともに形成されていくジェンダーの基本モデルが問われる。ここでは、日清・日露戦争を通して植民地領有国となり、欧米諸国に対峙しうる「帝国」としての体制の確立を急務とした日本が打ち出した女性像として「良妻賢母」をとらえ、さらに国民国家の論理と不可分な種族の進化向上を使命とする優生学の広がりの中で、その女性像が「母」に特化していくことを確認する。その上で、日本近代に登場し、今なお「常識」の体裁をとりながら繰り返される性差にまつわる「科学的言説」の論理について検証する。そして、近代日本における女子高等教育に対する消極性、教育方針としての良妻賢母主義が決して在来の女性蔑視観念によるものではなく、同時代の西欧の自然科学を論拠としながら20世紀初めに生成したことを確認する。また、「新しい女」の筆頭と見なされた平塚らいてうが、のちに科学（優生学）を受容して、母性尊重の立場から「母」の権利を求めていく点が指摘され、科学を背景としながら、性差を本質的なものと見なす言説が広まっていく過程を描く。重要なのは、こうした状況が第一次世界大戦を契機として、新たな

18) 本項は、近年刊行された近代日本の女性労働に関する研究に対する筆者の書評を軸に再構成している。

19) 加藤千香子『近代日本の国民統合とジェンダー』日本経済評論社、2014年。なお、以下の記述は、榎一江「書評 加藤千香子著『近代日本の国民統合とジェンダー』」『社会経済史学』81-4、2016年2月、611～613頁をもとにしている。同書評の翻訳はNobuko Okuda, Tetsuhiko Takai (ed.), *Gender and Family in Japan*, Part of the Monograph Series of the Socio-Economic History Society, Japan book series (MSSEHSJ), Springer, 2019に再録されている。

段階に入るといふ見立てである。

加藤は、労働政策を支えた規範やイデオロギーをジェンダーの視点から検証するため、政策担当者や社会政策学者、女性活動家らの言説に注目する。具体的には、「男女同一価値労働同一賃金」原則や「家族賃金」観念を取り上げ、1926年の改正工場法施行がその後顕在化する女子労働者の地位の不安定さの一つの要因となったことを示唆した。具体的には、改正工場法の施行に伴う労働政策が女子労働者保護を進めた反面、女子労働者の解雇・賃金低下等をもたらし、それが現在へと続く女子労働者の地位の不安定さにつながったという。実際に、工場労働者数は停滞する女子に比し男子が急増することによって、大半を男子が占めるようになる。このことは、女子労働者を多く雇用してきた繊維産業の衰退と重工業化による男子労働者の増大という産業構造の変化として、いわば自然現象のごとくとらえられてきたのに対し、ジェンダー史の視点から、異議が唱えられたと言えよう。

工場労働者以外の女性労働についても研究が進んでいる。山下麻衣は、女性が多く就く「職業」としての看護婦ではなく、「労働者」としての看護婦に焦点を当てた²⁰⁾。1915年に内務省令「看護婦規則」が制定され、全国的に資格が統一された看護婦は、「職業婦人」の代表的存在である。しかし、資格職とはいえ、看護婦は雇用主側の事情に左右されところが大きく、日本の労働市場における雇用慣行からも自由でなかった。大量の女性を雇用した大規模繊維企業においては、戦間期に未婚の女性に焦点を当てた労務管理が実践され、正規の雇用が未婚女性に限られていくが、それは大量の看護婦を雇用する病院においても同様であった。1927年の調査によれば、病院看護婦の年齢は17歳から20歳が中心で、25歳を境に激減することが指摘されている。看護婦を雇用する病院の人事管理の主対象が25歳までの

20) 山下麻衣『看護婦の歴史——寄り添う専門職の誕生』吉川弘文館、2016年。なお、以下は、榎一江「山下麻衣著『看護婦の歴史——寄り添う専門職の誕生』『経営史学』53-1、2018年6月、43-45頁による。

女性であったとすれば、個人患者に雇用される派出看護婦が大体30歳前後が最も多かったというのも理解できる。派出看護婦が活躍した時代は、明治期の中年女性を主体とする一生をかけた仕事としての看護婦が、結婚までの一時的な職業へと変わっていく転換期にあって、都市部に生じた一定の需要に対応したものとみることができるからである。こうした日本の看護職の歴史は、国際比較の観点からも興味深い事例であろう。例えば、早川佐知子は、高度に専門化された手術場で活躍する看護師が派遣労働として働く現代のアメリカの事例を通して、日本の看護職が専門職として自律していないと見るが、このような看護職のあり方は歴史的に形成されてきたものであり、それは日本の労働市場全体の構造にかかわる問題でもあるように思われる²¹⁾。

石井香江が明らかにした電話交換手の日独比較史においても、日本の女性労働者に共通する特徴が見られた²²⁾。例えば、近代化を急ぐ国家の要請により西欧からの技術導入によって新たな仕事が創出されたとき、日本では士族の娘がその担い手として一定の役割を果たした。電信業務に従事した下級士族の妻女の姿は、製糸業で言えば、官営富岡製糸場に集められた士族の娘たちの動向と重なる。また、第一次大戦後の労働市場の変容に際して、大衆化した電話交換手のために女子教育が整備されるのも、繊維大企業が用意した女子教育と同様である。この時期、経済的に没落した家庭の子女が大量に労働市場に進出し、労働運動が盛り上がりを見せる一方、若年女子を大量に雇用する産業において共通にみられたのは、パターンリスティックな対応であり、多くの企業がこぞって女子教育を用意した。そして女性労働者に対する女性監督者が求められた点は、製糸業における教

21) 早川佐知子『アメリカの看護師と派遣労働—その歴史と特殊性』2015年。

22) 石井香江『電話交換手はなぜ「女の仕事」になったのか—技術とジェンダーの日独比較社会史—』ミネルヴァ書房、2018年。なお、以下の記述は、榎一江「石井香江『電話交換手はなぜ「女の仕事」になったのか—技術とジェンダーの日独比較社会史—』『歴史学研究』987、2019年9月、53-56頁による。

婦の存在に重なる。このようにみれば、ドイツと比較して日本の特徴として指摘された電話交換手の状況は、日本の女性労働史のよく知られている特徴と符合するのである。

以上のように、近年の研究は戦間期に現在の女性労働をめぐる問題へとつながる日本の労働市場の変容を見出している。そこでは、未婚の若年女子に焦点を当て、寄宿舎に収容するとともに教育を授けるという独特の労務管理が形成され、数年の勤務を経て退社することが望ましいとされた。女性を「未熟練労働者」として処遇する施策は、繊維産業のみならず「看護婦」や「電話交換手」など、多くの女性を雇用した産業で共通にみられた施策であり、労働政策の前提となる規範やイデオロギーの重要性を示唆しているように思われる。その意味で、1926年の改正工場法施行が、その後顕在化する女子労働者の地位の不安定さの一つの要因となった可能性を示唆した加藤の議論は、検証に値する重要な問題提起と言えよう。

本稿の課題は、日本製糸業に即して、改正工場法施行に伴う生産現場の変化を再確認することである。富岡製糸場の経営では、原期がそれにあたる。これは、1938年になぜ原合名は片倉に富岡製糸場の経営を継承しなければならなかったのかという問いに女性労働をめぐる問題から接近する試みでもある。そのため、官営期から民間に払い下げられた三井期の女性労働を振り返ったうえで、原期の検討を行うことにしたい。

2 戦前期における富岡製糸場の女性労働 1872-1938年

(1) 官営期 (1872-92年)

先述の山田盛太郎は、「特殊労役制度と機械化阻止」を特徴とする日本製糸業について、「明治5年、富岡製糸場においてさへもその職別職工数が、器械工=汽かん工4人、殺蛹工4人、選繭工60人、煮繭工24人、繰糸工300人、再繰工24人、手伝24人、屑物工10人、検査人12人、合計462人で、そ

の内、基本的な繰糸工の数が総職工数の64%に当り、所謂製糸業の基本的過程が女工の手に委ねられる関係におかれた程」と指摘し、「これはまことに純粋日本の範疇である。恰かも苦力が純粋中国の範疇であるがごとくに。」と述べた²³⁾。

この「特殊労役制度」とは「等級賃金制」と呼ばれる製糸業独特の賃金制度を指し、「機械化阻止」を象徴するのは、西欧技術を導入した最先端の器械製糸工場である富岡製糸場でさえ基本的過程が「女工の手」に委ねられているという事実であり、それを「純粋日本の範疇」と捉えた。もっとも、富岡製糸場開業時の繰糸工が中国の苦力とは全く異なる集団であったことは明らかである。

明治政府は器械製糸技術の普及を企図し、富岡製糸場で働く15歳から30歳の女性を「伝習工女」として募集したが、実際には10代初めの者もあり、60歳前後の者も「取締役」として入場していた²⁴⁾。当初、「伝習工女」の多くは士族の娘であり、その出身地域は九州から北海道まで幅広かった。1873年に信州松代から富岡製糸場に赴き、『富岡日記』を残した和田英もその一人であった²⁵⁾。例えば、長野ひろ子は、江戸時代における武家女性の衣料生産への関与に着目し、士族の娘が富岡製糸場での製糸作業に従事することに抵抗がなかったのではないかという仮説を唱える²⁶⁾。いずれにせよ、彼女たちは新技術を学び、地元を持ち帰るために派遣されたのであり、「労働者」として富岡製糸場に來たわけではなかった。こうした新技術を学ぶ士族の娘は、電信の場合も指摘されている点は先述のとおりである。そのため、官営初期の富岡製糸場の労働条件は当時の製糸業一般とは全く異なっていた。とりわけ重要なのは、季節産業であった製糸業にあって富

23) 前掲山田『日本資本主義分析』41頁

24) 岡野雅枝「富岡製糸場における女子労働者の教育・教養習得機会の変遷——産業遺産としての一側面の考察」『平成24年度富岡製糸場総合研究センター報告書』富岡市、2013年、5頁。

25) 和田英『富岡日記』筑摩書房、2014年。

26) 長野ひろ子「衣料生産と日本女性——『富岡日記』を中心に」『中央大学経済研究所年報』49、2017年、277-298頁。

岡製糸場が年間操業を実現していた点である²⁷⁾。年間操業を前提として1日の労働時間は比較的短く、毎日曜日を休日とするなど休日も確保され、賃金も等級に基づく月給制で、のちに製糸業で普及する「等級賃金制」とは全く異なるものであった。製糸場としての採算が問われるようになると労働時間の延長も見られたが、基本的な労働条件は民営化後も引き継がれたのである。

(2) 三井期 (1893-1902年)

1893年に民間へ払い下げられた富岡製糸場は、1902年に原合名会社へ引き継がれるまで三井家によって経営された。三井銀行を中核とする三井家の富岡製糸場経営については、すでに今井幹夫の考察がある²⁸⁾。中上川彦次郎の工業化路線に則り製糸事業に着手した三井では、富岡のほか大嶮製糸所を入手し、名古屋・三重の製糸所を新設して4製糸所を構え、生糸の大量生産体制を整えた。官営時代はフランスに依存していた輸出先をアメリカに切り替え、生糸生産の拡大を図るために繰糸機の改良並びに増設を行い、さらには第二繰糸工場の新設に加え、生産体制の刷新を図り、富岡製糸場の経営は順調であったという。しかし、名古屋・三重製糸所の欠損が大きく、中上川の死後、工業化路線に見切りをつけた三井では4製糸所をまとめて売却することになり、原合名会社がこれを引き継いだという。

1896年に京都府何鹿郡で創業し、戦間期に片倉に次ぐ規模に成長する郡は製糸株式会社だが、創業前に蚕糸業先進地帯として最も参照したのは群馬県の製糸経営であり、そこでは長野県諏訪郡の製糸経営とは異なる戦略がとられていたことが明らかにされている²⁹⁾。こうした従来の研究に加え、

27) 榎一江「富岡製糸場の女性労働環境」『富岡製糸場女性労働環境等研究員会報告書』富岡市、2020年、11-23頁参照。

28) 今井幹夫「三井家経営期についての一考察」『令和元年度富岡製糸場総合研究センター報告書』富岡市、2019年、1-30頁。

29) 榎一江『近代製糸業の雇用と経営』吉川弘文館、2008年、282-283頁。なお、諏訪製糸業の先進性については、中林真幸『近代資本主義の組織—製糸業の発展における取引の統治と生産の構造—』東京大学出版会、2003年参照。

ここでは、郡是製糸が三井期の富岡製糸場の経営を参照した可能性を指摘しておきたい。郡是製糸株式会社調査課編『三丹蚕業郷土史』1933年には、1896年2月に編纂された「東国蚕業視察録」が収録されている。これは1895年9月に京都府知事が三郡長をともなって蚕糸業の視察を行った際に、府下同業者が随伴した記録であり、郡是製糸社長となる波多野鶴吉も京都府蚕糸業取締所頭取兼何鹿郡蚕糸業組合組長として参加している。滋賀から東京、山梨、長野、群馬、福島へと順路通りに各視察先の詳細が記録された。ここで富岡製糸場の女性労働に関する記述は下記のとおりである。

- ・製糸の釜数は350人繰なりしがさらに100人繰りを増加するの目的にて当時着手中なり
- ・上等工女一人一日の糸繭高は8升乃至9升最下等も4升到らず
- ・就業時間は出日より日没迄にして午前8時に50分、正午に40分の休暇を与ふ食事時間なり
- ・1ヶ月の休暇は毎日曜日の外暑寒に各6日間なり
- ・普通工女の外検査工女14人を置き普通工女50人に対し2人づつの割を以てし繭の配布方より煮方繰糸の方法等に注意せしむ
- ・工女の給料は日給にして検査工女は1日18銭の外10銭の食費を与え尚ほ勤怠と巧拙により賞与をなす故に1ヶ月8円を下らざるべし普通工女は1等より7等迄とし尚ほ等外もあり而して1等工女の日給は12銭の外10銭の食費を与ふ以下2銭落ち食費は4等迄同額なれども其以下は1割を減少す
- ・工女は寄宿と通勤の二種とす、食費は二種共に給与し寄宿工女は1日7銭5厘の食費を自弁せしむ又寄宿工女の為めには冬間夜学をなさしむ
- ・検査工女の外現業監督員男5人を置き常に工場内を巡視監督なさしむ又繭係1人、結束係1人、事務員4人なり
- ・工女雇入の年齢は満15年以上にして5ヶ年間とし最も視力と指頭に

は注意を加ふ

- ・満期工女にして尚ほ雇入れたるときは1ヶ年なり2ヶ年なり何れも本人の任意とす
- ・繰系揚返し工女を通算せば400人以上に昇り尚ほ工男20人を使役す
- ・積金は工男工女共賃金の1割にして年8朱の利子を付す
- ・揚棹数は繰系工女25人に付大棹13個に当り工女3人の受持ちなり

以上の労働条件を見れば、三井に払い下げられてもなお官営時代との連続性があることが確認される。また、一人一日最下等でも4升、上等工女は8升から9升を繰系するという指摘からは、工女一人当たりの生産性の差が大きいこともわかる。そのため、1～7等、等外という8段階に工女をランク付け、日給に差をつけていた。こうした富岡製糸場の生産体制のうち、郡是製糸で採用されたのは「検査工女」制度である。また、工女と5年契約を結ぶのも、冬季の「夜学」も実践された。このように見ると、寄宿工のみで通勤工を認めないなど郡是製糸独自の取り組みもあるが、富岡製糸場が創業時の郡是製糸に多くの示唆を与えたことは想像に難くないのである。

しかしながら、富岡製糸場の製糸労働のあり方は、1896年に深川出張所主任から富岡製糸所支配人に抜擢された藤原銀次郎（当時27歳）による改革で大きく変わった。この時、繰系工女と立緒工女は等級に基づく月給制から匁取支給法の請負制に改められ、繰系高100匁につき何銭という風に賃率が定められたという。また、生糸の品位・デニール・糸量について優劣に従って賞罰制を導入した³⁰⁾。この改革に対し、1898年2月9日、「群馬県富岡製糸場の通勤工女743人」が「食費節約・休日削減・日給制廃止等」に

30) 前掲今井「三井家経営期についての一考察」15頁。なお今井は、「年齢も若く製糸業に精通していたとは言い難い藤原銀次郎が何を根拠としてかかる制度を導入したのか、これらの制度が三井家所属の他の製糸所にいかに伝播していったのかについても今後十分に分析する必要がある」と指摘している（17頁）。

反対してストライキをおこしたものの、2月15日に職工側の敗北に終わったと記録されている³¹⁾。こうした製糸工女のストライキは、富岡製糸が初めてのものではなかった。

1886年、山梨県では「生糸組合同約」において、通勤工が多く比較的自由に雇用主を変えるといった従来の雇用慣行を改め、工場への拘束を強める規定が設けられた。例えば、工女の都合による解雇の場合は6ヶ月、不都合の所為による解雇の場合は1年にわたり、他の雇用主がこれを雇うことを禁止した。さらに、工女に対する罰金制度を設け、1ヶ月の罰金徴収限度を賃金同額までとした。こうした製糸家の取り決めに基づく労働強化が直接的なきっかけとなり、規約制定直後の1886年6月から8月にかけて、両宮製糸をはじめとする複数の工場でストライキが勃発した。両宮製糸では、工女100人余がストライキに入り、交渉の結果、遠距離通勤工女の出勤時間1時間繰り下げ等を得た³²⁾。この段階では、繰糸技術を有する製糸工女の団結に製糸家側が譲歩せざるを得なかったのである。

こうした動きは組織的なものではないとして、労働運動史の本流から排除されてきたことは強調しておいてよいだろう。同時代の一般的な製糸家と同様に、富岡製糸場でも繰糸量に応じた競争的な賃金制度や罰金制度が導入されたのに対し、製糸工女が集団で抵抗した点も山梨県の事例と重なる。こうした抵抗が見られなくなるのは、1900年に制定された治安警察法が、労働争議につながる行為を禁止したからに他ならない。付言すれば、治安警察法は未成年者とともに女子に対して、政治結社のみならず集會に参加することを禁止した。国家による規制が、女性労働者の抵抗するすべを奪ったのである。

(3) 原期 (1903-38年)

31) 法政大学大原社会問題研究所 編『社会・労働運動大年表』労働旬報社、1986年、78頁。

32) 米田佐代子「明治19年の甲府製糸女工争議について——日本における最初のストライキ」『歴史評論』105、1959年。

1902年、原合名会社は三井家から富岡ほか製糸所を譲り受けた³³⁾。武蔵国渡瀬村出身の原善三郎は、開港とともに横浜に進出して1862年に生糸売込問屋・原商店を開き、有数の大商人となった人物である。善三郎の死去に伴い、1899年に家業を引き継いだ原富太郎は、原商店を原合名会社に改組して経営の合理化を図り、生糸売込業のほか輸出部を設け、生糸や絹物の直輸出を行ったことで知られる。フランスのリヨンに代理店を置き、ここを拠点にイタリア、スイス、イギリスなど欧米諸国への販路を開拓しつつあった原合名は、三井から製糸所を譲り受けることで「製造・技術・販売の一貫体制」を整備したのである³⁴⁾。

製糸部門の整理を目論む三井から高品質生糸の製造販売の一貫体制を目指す原合名への事業譲渡は、順調に行われたようである³⁵⁾。ここでは、所長以下主な職員が原富岡製糸所に転籍することで人材が継承され、取引先やノウハウが引き継がれたことが指摘されている。加えて、1904年から1905年までを記録した「工銀内訳帳」の分析によれば、衛生費として看護婦給料や医師2名に対する年末の謝礼、入院患者の栄養補給に用いる牛乳や卵代などを計上し、また、教育費として9月から翌年5月までの9か月分の夜学校教師の手当ても計上しており、衛生や教育に一定の支出をしていたことが確認される³⁶⁾。こうした施策も継続されたようである。

当初、原合名に生糸生産のノウハウがなかったことは注意を要するだろう。独自の生糸生産は、原名古屋製糸所に入社した大久保佐一が富岡製糸所長に就任してからと推察され、その在任期間は、1909年から33年の長期に

33) 原合名は、まもなく三重製糸を地元の室山製糸に譲渡し、原家発祥の地にある渡瀬製糸を経営した。渡瀬は、1909年に富岡の分工場という位置づけになり、大崎製糸所は1915年2月に閉鎖して建物および機械全部を富岡製糸所に移した。そのため、原合名の製糸所は名古屋と富岡の2製糸所となった。

34) 原合名と富岡製糸場とのかわりについては、結城雅則「資料に見る原合名会社と原富岡製糸所——明治大学図書館所蔵『クリスチャン・ボラック コレクション』から」『平成28年度富岡製糸場総合研究センター報告書』富岡市、2017年、61-83頁。

35) 結城雅則「三井呉服店から原合名会社への事業譲渡について——『原富岡製糸所等の帳簿』から」『令和2年度富岡製糸場総合研究センター報告書』富岡市、2020年、39-63頁。

36) 同前50頁。

わたる。この間の原合名による富岡製糸場の生産体制を概観しておこう。

表1によれば、当初、繰糸釜の緒数は2口、3口、4口と異なっていたが、1910年代半ばには3口に揃えられたことがわかる。また、煮繰分業沈繰法が導入され、繰糸技術の改善がうかがえる。この間、繰糸工数は釜数に一致し、1930年にかけて職工規模は拡大した。1930年調査では多条機が導入され、試行錯誤の結果、20緒の御法川式と独自開発のTO式に落ち着いたようである。

富岡製糸場における多条機導入は、1924年10月に研究用に御法川式多条機（20条・直繰）48台を設置したことに始まる。1925年以降、附属繰糸研

表1 原期富岡製糸場の生産体制

年	釜数（緒数）	工女数（人）				教婦	作業監督員（男）	工男	年間生糸生産量・額
		繰糸	揚返	その他	合計				
1906	474（2口150／3口200／4口124）	554	32		586				60,000斤
1909	鉄470（2口150／3口320）	470	40	80	590				
1912	木350（3口）、鉄120（2口）	470	59		529	6		15	55,512斤
1916	木鉄520（3口）	520	50	80	650	12		31	85,700斤
1919	沈繰520（3口）	520	50	8	578	12		31	106,290斤
1923	沈繰520（緒数3）	520	80	110	710	12	14	32	9,062貫
1926	沈繰520、煮繰兼業沈繰48（緒数2200）	688			688	14	10	34	輸出10240貫／地遣1,141貫
1930	644（20緒／緒数12800）	914			914	28	12	41	輸出18,969貫／地遣790貫
1932	TO式832-20、御法川式360-20、105-22、TO式20-8	701		46	747	21	9	49	輸出16,822貫・771,582円／地遣1,164貫・47807円
1934	御法川式360-20、TO式832-20	718		59	777	16	6	39	輸出30,042貫・945,613円／地遣2,808貫、80,267円
1936	御法川式360-20、TO式832-20	624		272	896	22	8	64	輸出36,856貫・1,788,947円／地遣3,011貫・133,443円

出所）農商務省「全国製糸工場調査」（各年）より作成。

註）教婦数は、1926年は現業員女、30年は作業監督者女、32～36は作業監督員女。

作業監督員（男）は1923年技師5人、26年技師5人、30年技術者4人を加えた数。

究工場を特設して専任技師を配置して繰糸技術の研究をすすめ、「10条繰糸機」のほか自社開発の「TO式（20条）」「TO式（8条）」など種々の機械を開発し、1931年までにすべて多条機に改め、合計664台を設置したという。その内訳は、「TO式（20条）」416台、「TO式（8条）」20台、「御法川式（20条）」180台、「御法川式（22条）」48台であった³⁷⁾。なお、表1の1930年の釜数は多条機の台数であり、1932年から36年の釜数は多条機10緒を1釜に換算し、20緒の多条機1台を2釜とカウントするもので、普通機と多条機が混在する時期に便宜的に用いられたものである。いずれにせよ生糸の生産量は拡大傾向にあり、特に経営上の問題を抱えているようには見えない。それではなぜ、原名は製糸業の機械化ともいうべき多条機導入を果たし、生産量を増大させていた富岡製糸場を手放さなければならなかったのだろうか。

先行研究は、1931年の満州事変以降の時代状況に加え、経営者の原富太郎が高齢に達し、後継の善三郎が1932年2月に早逝したことにより、経営に不安を感じたこと、また組合製糸の群馬社の社長を兼務していた工場長の大久保佐一が「群馬社事件」により天皇の行幸予定が中止となったことを受け、1934年10月に自殺したことから富岡製糸場の安定した経営が困難になったという理由をあげている³⁸⁾。加えて、多くの製糸経営が廃業を余儀なくされる中、富岡製糸場といえども従来通りでは製糸経営を維持する事そのものが困難になっていた可能性を指摘したい。それは、1920年代半ばの労働者保護法制が労働者保護を強めたことに起因するものであり、アメリカ市場における生糸需要の変化とともに国内の労働市場の変化に対応し得たのは、地域に根ざした組合製糸と全国に工場を展開する大規模製糸のみだったのである。

37) 木内博文「富岡製糸場で開発された多条繰糸機『TO式』について」『令和2年度富岡製糸場総合研究センター報告書』富岡市、2020年、65-82頁。

38) 今井幹夫「富岡製糸場の経営実態に関する一考察——特に原時代の後期と片倉時代の全期について」『平成24年度富岡製糸場総合研究センター報告書』富岡市、2013年、43-70頁。

3 日本製糸業の機械化と労働問題

(1) 労働者保護法制と製糸経営

1911年に成立し、1916年に施行された工場法は日本初の労働者保護立法であったが、製糸経営に直接的な影響を与えることはほとんどなかった。製糸家が強硬に反対した労働時間規制については季節産業のため適用除外となり、最低年齢についても実状を反映して12才からの就労を可能とするなど実効性に乏しかったためである。これに対し、1923年に成立し、26年に施行される工業労働者最低年齢法や改正工場法は、製糸経営における労働力編成に大きな影響を及ぼした。

工業労働者最低年齢法（1923年3月公布、1926年7月1日施行）は、第2条で「14才未満ノ者ハ工業ニ使用スルコトヲ得ス但シ12才以上ノ者ニシテ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス（略）」と規定し、最低年齢を2歳引き上げた。先述のように、1885年の富岡製糸場では工女の年齢を15歳以上としていたから、その限りでは影響はない。しかしながら、第一次大戦後、アメリカの消費増加に伴い生糸輸出が急激に増大し、生産量を増大させるべく経営規模を拡大した経営は、職工募集に困難を生じ、合法的に年少者の雇用を増大させた。郡是製糸の場合、多くの職工を得るべく年少者の入社を許したため、労働に耐えられず退社する者が続出し、さらに年少者を入社させて養成しなければならないという悪循環に陥ったという。そのため、1920年代半ばに実施された「職工募集の革命的改革」において、養成工の採用基準を尋常科卒から高等科卒に改め、採用年齢の2歳引き上げを実行するとともに、養成期間を半年から4ヶ月に減らすことになったのである³⁹⁾。付言すれば、従来の採用基準である「尋常科卒」の13、4歳が工業労働者最低年齢法に抵触するわけではなかったが、15歳以上という基準を厳守して養成期間を短縮するという経営判断の前提に、最低年齢を2歳引き上げる工業労働者最低年齢法の影響を見ることが

できるように思われる。こうした戦略を取れたのは郡是製糸など一部の製糸経営に限られており、多くは尋常科卒の女子を採用した。

もう一つ、製糸経営に大きな影響を及ぼしたのは長期契約の禁止問題である。民間に払い下げられた富岡製糸場が、工女との間で5年契約を結んでいたように、単年度契約を基本とする長野県諏訪郡以外の地域では、製糸工女と複数年契約を結ぶ傾向があった。当時雇用全般を律するのは1896年民法（1898年7月16日施行）であり、その第626条は「雇傭ノ期間カ五年ヲ超過シ又ハ当事者ノ一方若クハ第三者ノ終身間継続スヘキトキハ当事者ノ一方ハ五年ヲ経過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得」と定めていた。そのため、5年間の雇用契約は妥当なものと言える。とはいえ、これには「工業見習者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ十年トス」との但し書きがあったから、見習いとして10年契約を結ぶ製糸経営もあった。優等系製糸家の多くは、この長期契約をもとに養成を行うことによって安定的な工女確保を実現していた。一方で、長期契約が労働者の移動の自由を奪うことは言うまでもなく、その弊害が問題視されていた。そのため、改正工場法の施行に伴って普通の者1年、養成工3年という契約年限が定められ、長期契約が禁止されたのである⁴⁰⁾。このように、製糸業特有の雇用慣行は労働者保護法制により改められ、製糸工女も一般的な労働者として処遇されるようになったと言えよう。

加えて、製糸経営の負担となったのは、1922年の健康保険法である。1926年に施行され、1927年から給付が始まった健康保険法は、疾病、負傷、死亡、分娩に対し給付を行ったが、疾病又は負傷は業務に起因するかどうかを問わない。また、強制被保険者は工場法および鉱業法の適用を受ける事業場で働く者で、官業労働者を含めてもその対象は約200万人に過ぎなかった。1934年の改正で被保険者範囲は若干拡張されたものの、土木建築労

39) 前掲榎『近代製糸業の雇用と経営』150頁。

40) この郡是製糸への影響は、前掲榎『近代製糸業の雇用と経営』154頁。

働者（約53万人）、商業使用人（約130万人）、家庭使用人（約80万人）、交通運輸労働者（約30万人）、俸給生活者（約140万人）などは依然として除外されていた⁴¹⁾。これに対し、工場法の適用を受ける製糸経営は、当初から保険料を負担しなければならなかったのであり、従来から衛生問題に取り組んできた大経営にとっては、むしろ負担の軽減につながる施策であったが、十分な取り組みをしていなかった経営にとっては保険料負担が新たなコストとして計上されることになったのである。

1926年に施行された改正工場法、工業労働者最低年齢法、健康保険法は、製糸経営に大きな影響を及ぼし、製糸工女を雇用するコストを増大させたと考えられる。製糸経営は、工女を「労働者」すなわち「未熟練労働者」として処遇する必要に迫られ、それが製糸業の機械化を促したと考えられるのである。最後に、多条機導入後の富岡製糸場の様子を概観しよう。

（2）1933年の「原富岡製糸所」

新潟県女工保護組合連合会編『製糸工場概況：女工紹介資料 昭和8年11月調査』から1933年の「原富岡製糸所」の様子を確認してみよう。これは、多くの若年女子を県外の製糸工場に送り出す新潟県の女工保護組合が、各工場を視察してまとめた資料である。同じく新潟県から同規模の労働者を受け入れていた郡是製糸福知山工場（京都府天田郡福知山町）と比較してみよう。

女工保護組合の調査項目は19項目に及ぶ。1 業務種類、2 工場所在地、3 工場主氏名に続く、4 職工数以下の概要を示したのが表2である。まず、生産規模を示す線系釜数は富岡の方が100釜ほど多いものの、職工数は郡是福知山の方が多く、後者が労働力を多投している状況がわかる。また、富岡は工男が比較的多く配置され、中には新潟出身者もいたが、郡是福知山の工男に新潟出身者はいなかった。工女としては、両工場とも130人超の新

41) 風早八十二『日本社会政策史』日本評論社、1937年、239-240頁。

表2 1933年の製糸工場概況

		原富岡製糸所	郡是製糸株式会社福知山工場
職工数	男	47 (内新潟県人 10) 人	25 (内新潟県人 0) 人
	女	758 (内新潟県人 132) 人	819 (内新潟県人 135) 人
計		805 (内新潟県人 142) 人	844 (内新潟県人 135) 人
繰糸釜数		644釜	544釜
繰糸方法		多条繰, 立繰式	立繰多条繰系機 (郡是式) 20口240釜, 座繰機械策繰240釜, 試験釜4釜, 座繰策繰兼業60釜
設備	工場	繰糸部・二棟 (間口7間奥行80間, 間口4間奥行51間), 再繰部・一棟 (間口5間奥行78間, 摺硝子引戸にして其上に回転硝子窓据付)	敷地17,826坪, 繰糸工場木造平屋建瓦葺5棟 (建築坪数846.50坪) ……設備良好なり
	寄宿舎	平家建2棟 (略), 二階建2棟 (略), 各室共雨戸紙障子室数54室, 1室の畳数平均19畳半, 畳1畳置に一人, 押入棚設置, 食堂, 講堂, 娯楽室, 浴場等の設備あり	女子寮木造2階建瓦葺9棟 (521.65坪), 男子寮木造2階建瓦葺1棟 (85.00坪), 設備良好なり
衛生		寄宿舎不良, 嘱託医なし, 疾病の際は外出診断を受けしむること。看護婦常置せず	常時嘱託医師2名, 衛生係1名, 看護婦2名を置き木造2階建病床数36の病室を有し又安全委員数名を設け工場危害災害防止の任に当らしむ (後略)
風紀		許可制に依る午後9時迄可成単私外出を防止しつつある	当社の教育社訓に示されたる大道を進む時は何等懸念すべき風紀の上に不安を招かず父兄の最愛の子女を託する唯一無二の場所たることを万人共に認む (主として各自に修養をなさしむる方針なり)
教育		養成工のみに裁縫を教ふ, 其の他は国語算術修身等は任意とす	社訓 (略) 当会社は教育に最も力を注いで社長始め全従業員は悉く社訓に基いて協力一致完全なる信仰を養ひ完全なる勤勞, 貢献をなすことに専念し以て共進共愛の実を擧ぐることを期し之の目的のために全従業員が不斷に教育を受けるのであります, 教育機関として誠修学院を設け工場には教育主任や教育係が寝食を共にし修身作法裁縫家事等を教へ三四年の内に立派な婦人となる様努力す
娯楽		活動写真, ビンポン, ラヂオ	月1回会社備付の映写機に依り教育映画を觀覽せしめ夏季は全員海水浴を行ひ秋期は運動会を行ひ健康と娯楽を共受せしむ
就業日時	就業時間	自午前6時30分至午後5時30分	11時間 (通常午前6時40分より午後5時40分迄)
	休憩時間	1時間	1時間5分, 通常午前10分間, 昼休45分, 午後10分間
	休日	第1, 第3日曜日	月3日乃至4日, 年末年始5日, 其他盆運動会町の祭日各1日
	夜業	なし	なし
賃金	最高	1.83円	23.84円
	最低	10銭	8.03円
	平均	47銭5厘	15.08円
	支払日	毎月末 (食費は当所負担)	翌月10日毎月末ペ切 (9月分一人1ヵ月の賃金)
職工貯蓄金管理		銀行預金, 利率年6分	会社は勤儉貯蓄奨励のため知事の認可を得て次の如く貯蓄金を管理す (略)
賞罰		罰なし。賞は勤続賞とし其の都度現金を給与す	1年を3期に分ち皆勤賞及精励賞を授与, 6年及8年勤続者に筆筒及鏡台を贈る。
食物		半搗米, 副食物漬物, 汁, 煮付とす, 朝6時就業7時半朝食後40分休憩	社給とし玄米菜食に馬鮫魚肉類を混じり一日摂取量蛋白60瓦脂肪20瓦含水炭素400瓦温量2,000カロリーを標準として旬間献立表を作成給与せしむ
職工待遇		特に衛生方面を考慮しつつあるも寄宿舎の設備等は不良	負傷疾病又は死亡の場合に於ける扶助救済/天災事變に依る家庭の救済/結婚に対する祝儀料の贈呈/年度中の利益に応じ年収の5分の一割位の配当をなす
参考事項		繰糸の工場は元座繰式を最近立繰式に改善したる關係上室内狭隘を感じつつあり。現在疾病者としてはなかも寄宿舎の設備より想像して他工場に比し疾病者多からんと想ふ。觀察中の下	郡是製糸会社の健康保険組合福知山支部となり居れり

出所) 新潟県女工保護組合連合会編『製糸工場概況: 女工紹介資料 昭和8年11月調査』77-78, 145-148頁より作成。

潟出身者を雇用していた。

「繰糸方法」によれば、富岡がすべて多条機となっていたのに対し、郡是福知山では、郡是式多条機240釜を導入したものの未だ普通機が残存していたことがわかる⁴²⁾。「設備」は、寄宿舎の不備が指摘された富岡に対し、郡是福知山には「設備良好」との特記事項があった。「衛生」は、嘱託医も看護婦もおいていない富岡に対し、郡是では嘱託医2名、衛生係1名、看護婦2名を常置し、病床数36の病室を有していた。

「風紀」については、富岡が外出制限をあげたのに対し、教育を重視する郡是製糸は社訓とそれに基づく独特な議論を展開し、「父兄の最愛の子女を託する唯一無二の場所」であることをアピールした。「教育」も最低限の教育を用意した富岡に対し、郡是製糸は「修身作法裁縫家事等を教へ三四年の内には立派な婦人となるよう努力」していることを強調した。「娯楽」も「活動写真、ピンポン、ラジオ」といった備品をあげた富岡に対し、郡是は月1回の教育映画鑑賞に加え、海水浴や運動会といったイベントを催し、「健康と娯楽」を享受できると強調した。

さて、労働時間や賃金といった基本的な労働条件を確認しよう。1日の就業時間はいずれも法定の11時間で休憩時間も1時間ほどで大差はなく、夜業がない点も共通している。ただし、休日は月2回だけの富岡に対し、郡是は月3～4日に加え、年末年始に5日、盆1日、運動会1日、町の祭日1日を休日としている。一見すると郡是の方が良い労働条件のようだが、富岡には操業休止期間があるため単純には比較できない。とはいえ、官営期や民営化初期に毎日曜日を休日としていたことを想起すれば、休日の少なさは明らかであろう。

次に賃金を見てみると、日給表示の富岡に対し、郡是は月給で示している点が興味深い。比較のため、月28日就業するとして富岡の日給に28を乗

42) 日本における多条機導入の実態については、前掲榎『近代製糸業の雇用と経営』183-187頁参照。

じると、最高が51.24円、最低が2.80円、平均が13.30円となる。富岡は郡是に比べて最高と最低の賃金格差が大きく、平均賃金は若干低いことがわかる。これは、富岡が製糸業特有の競争的な賃金制度を用いていたことを示唆している。一方、郡是製糸は1931年1月1日から賃金算定方法を改め、養成工（入社後4ヶ月間）は学歴等を加味して20銭以上の定額日給を支給することとし、未熟練工（同5ヶ月目～1年未満）は一律に20銭の原給と繰上成績に応じた10銭以上の加給により、熟練工（同1年以上）は勤続年数による原給と繰上成績による加給によって日給が決まることになった⁴³⁾。もっとも、この計算方法を記載した1931年度の「就業規則」は1926年改正工場法施行規則第12条の2「工業主ハ職工ニ就業前予メ其ノ賃金ノ率及計算方法ヲ明示スベシ」に照らして完全でないとして翌年改められた。そこでは、毎月1日に「定額日給」が示される旨を明記することによって、勤務日数に応じたその月の賃金額を就業前に予定できる点が強調された。これは、京都府が賃金計算法の記載のない「就業規則」を許可しない方針を打ち出したのに対し、複雑すぎる計算方法をわかりやすく表示するための措置であった。同様に、例えば片倉製糸も長野県工場懇話会による「罰制度」の廃止決議を受け、1930年前後に大幅な賃金計算方法の改正を行っていたという。つまり、改正工場法の施行後、府県レベルでの直接・間接の指導に基づいて製糸業に特有の賃金算定方法に改変が求められ、郡是や片倉が従来慣行を大きく改め、勤続によって緩やかに上昇する賃金制度を設けたのに対し、対応できていない製糸経営も多かったが、富岡製糸場もその一つだったと思われるのである。

「職工貯蓄金管理」については、特に記載のない富岡に対し、郡是では「勤儉貯蓄奨励」の手段として強制貯蓄と任意貯蓄の2種類を用意していた。強制貯蓄金については、「毎月支払ふ賃金の1割以内を貯蓄して頂きます、利子は年6分、然し結婚、出産、葬儀の費用に充てるとき病気の時、

43) 前掲榎『近代製糸業の雇用と経営』214-217頁。

会社を退社するとき、其他已むを得ない事由ある時は直ちに払戻しを致します」、任意貯蓄金については「希望に依り毎月の賃金を預ります、之には年5分の利子を付す入用の時は直ちに払戻し致します」と注記している。

「賞罰」についてはいずれも罰はなく、皆勤賞や勤続賞を用意していた。現金を給与した富岡に対し、郡是は6年勤続で筆筒、8年勤続で鏡台を贈った。これが花嫁道具として用意されたことは言うまでもない。「職工待遇」において、郡是では、負傷疾病や死亡の際の扶助救済、天災事変による家庭の救済、結婚に対する祝儀料の贈呈、年度中の利益に応じた年収の5分の一割位の配当や健康保険組合の存在が強調されている。

以上、両工場を比較して、どちらが女工保護組合にとって魅力的に映ったかは明らかであろう。「原富岡製糸所」が「職工待遇」に「寄宿舎の設備等は不良」と記され、「参考事項」において疾病者が多いのではないかと疑われ、「観察中の下」と評価されたのに対し、郡是製糸福知山工場は「設備良好なり」として、高評価を受けていた。昭和初期の富岡製糸場は、生産規模の拡大にもかかわらず、「衛生」など製糸工女に対する対応を後退させていた。それは、労働法制が整備されるなか、労働条件を改善していった他企業に比し、相対的に同工場の評価を低下させたように思われる。例えば、不備が指摘された寄宿舎は1918年に榛名寮、1923年に南寮等を増築していたが、その後改修等がなされていたなかったことをうかがわせる。1939年に富岡製糸場が片倉製糸紡績株式会社に合併されると、翌1940年に浅間寮と妙義寮が新築され、寄宿舎が一新された。原合名が富岡製糸場の経営を手放し、片倉に託さざるを得なかった理由はここにあるように思われるのである。

おわりに

官営富岡製糸場は、民間に払い下げられたのち三井、原合名によって経営された。いずれも生糸輸出にかかわり、海外の需要を察知して販路を開

拓し、日本の生糸生産をけん引してきたと言えよう。日本資本主義と女性労働との関係を探る本稿が着目したのは、1926年の改正工場法施行が、富岡製糸場の経営にいかなる影響を与えたのかという問題であった。

1920年代半ば以降、改正工場法やその他法整備が進み、製糸工女は紡績工女やその他産業に雇用される工場労働者と同様に「未熟練労働者」として処遇されるようになった。大経営においては優良な労働者を獲得するため、寄宿舎や教育制度が整えられ、工場労働は、家事労働の担い手となるべき女子が教育を受けられる理想の職場と宣伝され、農村出身の未婚の若年女子を大量に雇用する戦略がとられたのである。

同時期、製糸業の機械化ともいうべき多条機の導入が進展し、富岡製糸場も1930年に多条機へ移行し、生産量を拡大させた。しかしながら、昭和初期の富岡製糸場は、製糸工女に対する施策に積極的な取り組みを見せておらず、寄宿舎の設備や衛生、教育といった面で十分な投資がなされていなかったように思われる。そのため、新潟県女工保護組合連合会の視察結果のように、若年女子の出稼ぎ先としては低い評価にならざるを得なかった。

恐慌下のアメリカにおいて生糸が織物用糸としてレーヨンに対抗し得たのは1932年までであり、靴下糸への転換が本格化するにつれ、生糸品位に対する要求は高まっていった。アメリカ側の強い要望により、1932年から国立生糸検査所での品位に基づく格付け検査が義務付けられるようになり、開港以来の商習慣を打破する「第三者格付け」が実施されることになった。こうした新しい状況に対応し得たのは、多工場経営を行う大規模製糸場のみであり、富岡製糸場といえどもその傘下に入らなければ存続し得なかったであろう。

*本研究はJSPS科研費19K01789 の助成を受けたものである。

Japanese Capitalism and Women's Labor: The Case of the Tomioka Silk Mill

Kazue ENOKI

《Abstract》

In order to clarify the relationship between Japanese capitalism and women's labor, this paper is an attempt to depict the history of women's labor through the silk manufacturing industry, which supported the economic development of modern Japan at the lowest level. The silk industry is one of the industries that have continued to employ a large number of women. In particular, the Tomioka Silk Mill, which was established in Tomioka City, Gunma Prefecture, was founded as a modern government-run mill incorporating Western technology, and after being sold to the private sector continued to operate until the 1980s. The 115-year operation of the Tomioka Silk Mill can be roughly divided into the governmental period (1872-92), the Mitsui-Hara period (1893-1938), and the Katakura period (1939-87). This paper focuses on the prewar period of the Tomioka Silk Mill as part of a project to clarify the history of women's labor by tracing the changes in the working environment over the past 100 years, focusing on a single production site that has been managed over a long period since the dawn of Japanese capitalism.

